



総務省

資料 1－3

郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策 について

令和 8 年 8 月
郵 政 行 政 部

- 情報通信審議会答申(令和7年7月31日)や、令和8年6月に成立した郵政民営化法等の一部改正法では、郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策に係る検討が政府(総務省)に対して求められている。また、同法では、「基盤的サービス提供業務」の日本郵便株の本来業務化など、郵便局がこれまで以上に地域を支援する役割を果たしていくことが求められている。
- 日本郵政グループも、本年5月に公表した中期経営計画に掲げる事業構造の見直しの中で、郵便サービスの持続的提供のためのサービス水準の見直しを要望し、また、郵便局が地域の生活を支える拠点としての機能を発揮することとしている。
- こうした状況を踏まえ、「郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策」及び「郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方」について、情報通信審議会に諮問する。

諮問事項と主な論点

1. 郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策【郵便事業政策委員会で検討】

- (1) 利用者ニーズを踏まえた郵便サービスの在り方
(ユニバーサルサービスとしての郵便に対するニーズの再確認及びそれを踏まえた郵便サービスの水準や種類の在り方等)
- (2) 今後の郵便ネットワークの維持に向けた課題及びその対応
(条件不利地域における持続可能な引受・配達方法等の在り方等)

2. 郵便局が地域を支援する役割を果たすためのサービス提供の在り方【郵便局活性化委員会で検討】

- (1) 郵便局を活用して行うことが期待される地域生活を支えるサービス内容
(郵便局/日本郵便株が行い得るサービスのニーズ及び提供体制の確認・把握)
- (2) 当該サービスの提供・推進の在り方
(これまでの提供状況からみた課題、郵便局を取り巻く環境の変化に応じたサービスの提供の在り方、費用負担の在り方、日本郵便株、総務省において必要な取組)

答申を希望する時期

令和9年夏頃 目途

本委員会での今後の検討スケジュールはp.24参照。

郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえた郵便料金に係る制度の在り方 答申(令和7年7月31日情報通信審議会)

第3章 今後検討すべき事項等

(2) 郵便事業に係る今後の検討課題等

人口減少やデジタル化の進展、人件費・物価の上昇等といった郵便事業を取り巻く経営環境等の変化を踏まえ、利用者ニーズを踏まえた郵便サービスの在り方、今後の郵便ネットワークの維持に向けた課題及びその対応等の観点から、持続可能な郵便事業の在り方について、今後、総務省において、専門家等の参画も得ながら、利用者を含む関係者の意見も適切に聴取しつつ、検討を行うことが望ましい。

郵政民営化法等の一部を改正する法律(令和8年法律第50号) 附則

(検討)

第二条 (略)

2 政府は、この法律の公布後二年を目途として、郵便事業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、郵便事業の安定的かつ持続的な運営を確保するための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

郵政民営化法等の一部を改正する法律による改正後の日本郵便株式会社法(平成17年法律第100号)

(業務の範囲)

第四条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一～七 (略)

八 前各号に掲げる業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で行う次に掲げる業務

イ 地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律(平成十三年法律第百二十号)第三条第五項に規定する事務取扱郵便局において行う同条第一項第一号に規定する郵便局取扱事務に係る業務

ロ 基盤的サービス提供業務(イに掲げるものを除く。)

ハ イ及びロに掲げる業務に附帯する業務

2～7 (略)

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(衆議院・令和8年5月28日)

一～三 (略)

四 利用者の利便性向上及び過疎地におけるアクセスを確保するため定形郵便物の重量計測業務を含め郵便物の引受業務をコンビニエンスストアに委託することの可否について、日本郵便株式会社及び関係事業者と連携して検討を行うこと。

日本郵政グループ中期経営計画(令和8年5月15日)

Ⅲ. 新中期経営計画における重点戦略

1. 郵便・物流事業の構造改革③今後の郵便サービスの持続的提供のための見直しの検討

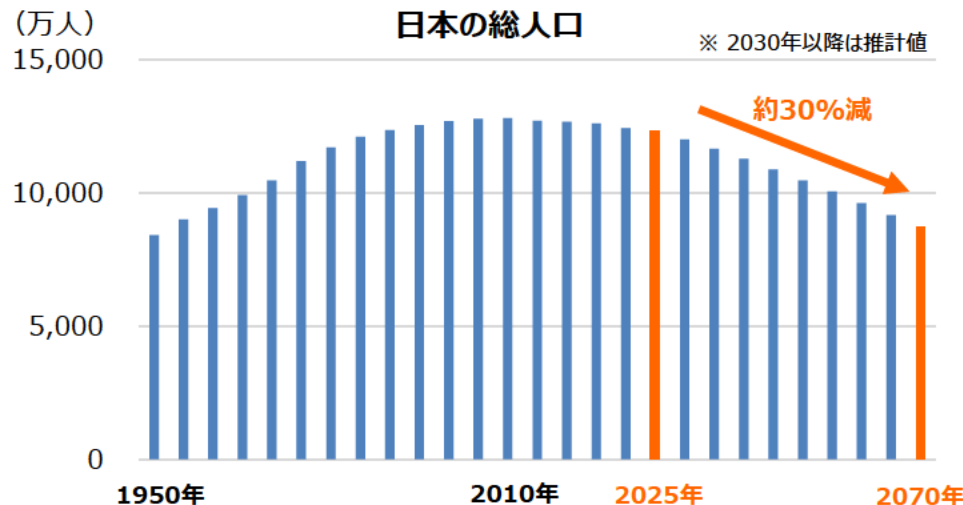
郵便サービスの持続的な提供のため、徹底的なコスト削減と収益拡大の取組を進める。その上で、ニーズやコスト等を踏まえて各種郵便サービスの料金の見直しを検討、また、サービス水準の見直しを要望

2. 郵便局窓口事業の構造改革②生活サポートサービスの展開

地域のニーズに応じた地域のインフラ維持機能や、お客さまのニーズやライフステージに応じてお客さまの暮らしを支えるサービスを提供することで、地域の生活を支える生活サポート拠点としての機能を発揮

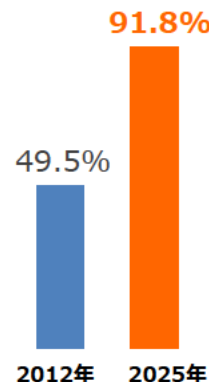
1. 社会経済情勢の変化と日本郵便(株)の経営状況

我が国の総人口は2010年代から減少し、今後も減少傾向は続く見込み。また、世帯数は増加傾向である一方、平均世帯人員は減少傾向。

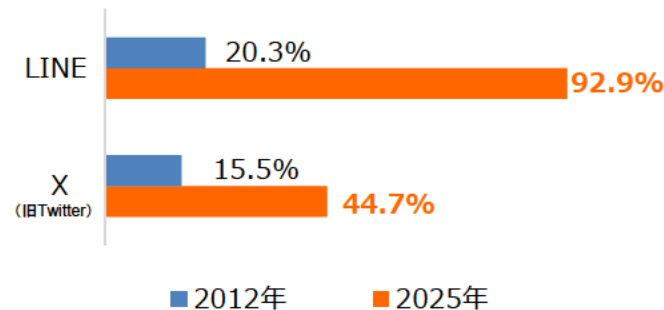


社会のデジタル化が進展し、通信手段としてスマートフォンやSNSが普及。

スマートフォンの保有状況
（世帯）



主なSNS系サービス/アプリ
の利用率の推移

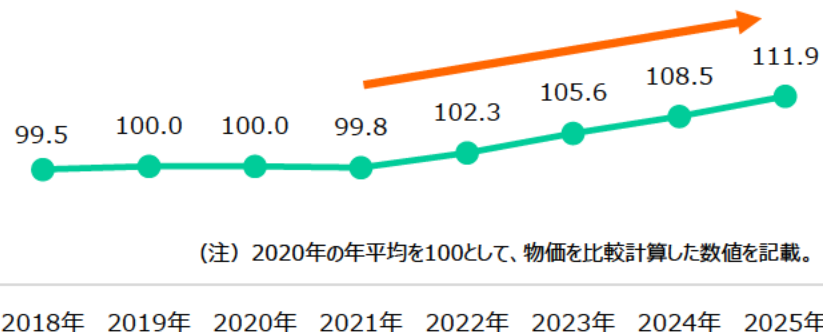


出典：総務省情報流通行政局
「令和7年通信利用動向調査の結果」をもとに作成

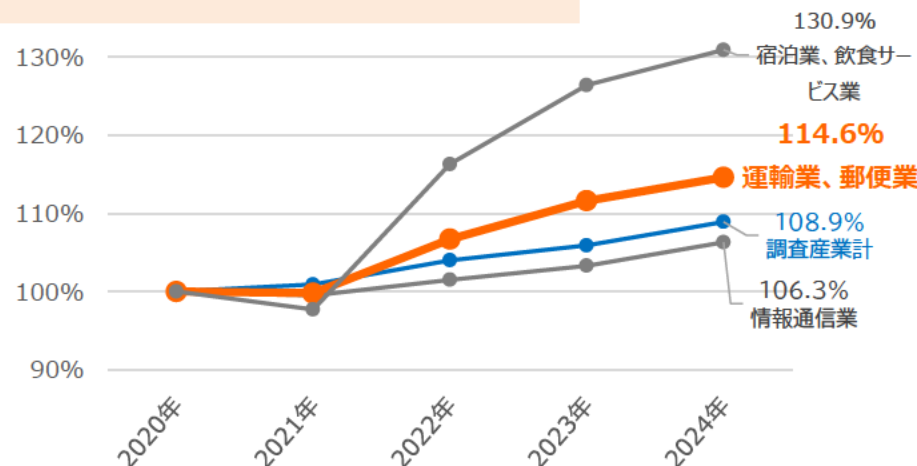
出典：総務省情報通信政策研究所
「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書」をもとに作成

物価や賃金は近年上昇傾向。運輸業・郵便業の賃金の伸び率は、産業全体の伸び率と比べて大きい。

消費者物価指数（総合）の推移

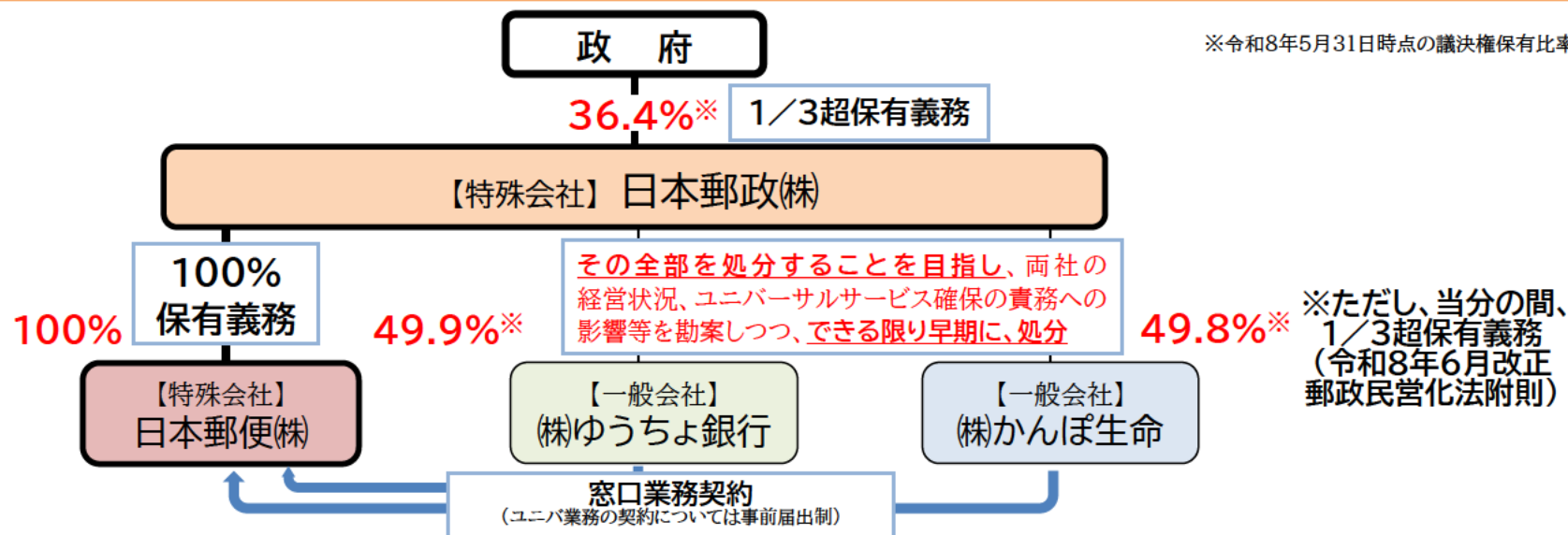


出典：総務省統計局「消費者物価指数」



出典：総務省統計局「日本の統計」（第19章 労働・賃金）をもとに作成

※令和8年5月31日時点の議決権保有比率



※ただし、当分の間、
1/3超保有義務
(令和8年6月改正
郵政民営化法附則)

(日本郵政(株)・日本郵便(株)が負うユニバーサルサービスの責務)

郵便 (郵便の役務)

郵便局であまねく全国において公平に利用できるようにする (法律)ほか、公社化時点のポストの数(約18万本)を維持(法律・省令)

義務的に取り扱うサービス (法律)

- ・第一種(書状等)・第二種(はがき)・第三種(定期刊行物)
- ・第四種(点字郵便物等)・国際郵便・義務的特殊取扱(書留、内容証明等)

料金・配達 の条件

- ①全国均一料金(法律)、
- ②週5日・原則1日1回以上の配達(法律、省令)、
- ③原則4日以内に送達(法律、省令)等

貯金 (簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務)

郵便局であまねく全国において公平に利用できるようにする(法律)

義務的に取り扱うサービス (省令・告示)

- ・通常貯金の受入れ
- ・定額・定期貯金の受入れ
- ・為替・払込・振替

保険 (簡易に利用できる生命保険の役務)

郵便局であまねく全国において公平に利用できるようにする(法律)

義務的に取り扱うサービス (省令・告示)

- ・普通・特別終身保険の保険募集
- ・普通・特別養老保険の保険募集
- ・上記の満期・生存保険金の支払請求の受理

郵便局ネットワーク

あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置(法律)

具体的には、次の設置基準を設定(省令)

- ① いずれの市町村においても、一以上の郵便局の設置(1,718局以上)
- ② 過疎地においては、改正民営化法施行時の郵便局ネットワークの水準を維持(約8,000局)等

現在、計**24,112局**
(令和8年5月31日時点)

現行

本来業務 (4条1項)

日本郵便(株)の目的達成のために営む業務

- ◆ 郵便業務、銀行窓口業務、保険窓口業務 等

目的達成業務 (4条2項)

日本郵便(株)の目的達成のために営むことができる業務

◆ 郵便局事務取扱法に係る業務

- 例) ・住民票の写し等の交付
・マイナンバーカードの交付

◆ 利便増進業務

- 例) ・自治体からの委託を受けて行うオンライン診療サポート
・住民から依頼を受けて行う高齢者みまもりサービス

目的外業務 (4条3項)

本来業務や目的達成業務の遂行に支障のない範囲で営むことができる業務

- 例) ・鉄道事業者からの委託を受けて行う駅窓口業務
・デジタルコンテンツの販売

郵政民営化法等の一部改正法による改正後

本来業務 (4条1項)

日本郵便(株)の目的達成のために営む業務

- ◆ 郵便業務、銀行窓口業務、保険窓口業務 等

◆ 郵便局事務取扱法に係る業務

- 例) 住民票の写し等の交付
マイナンバーカードの交付

◆ 基盤的サービス提供業務

新設

国・地方公共団体・基盤的サービス提供事業者の委託を受け、実施する業務

- 例) ・自治体からの委託を受けて行うオンライン診療サポート
・鉄道事業者からの委託を受けて行う駅窓口業務

目的達成業務 (4条2項)

日本郵便(株)の目的達成のために営むことができる業務

◆ 利便増進業務

地域貢献業務

利便増進業務のうち、地域住民の生活の維持のために必要であり、日本郵便(株)以外の者による実施が困難であると認められるもの

例) 住民から依頼を受けて行う高齢者みまもりサービス

目的外業務 (4条3項)

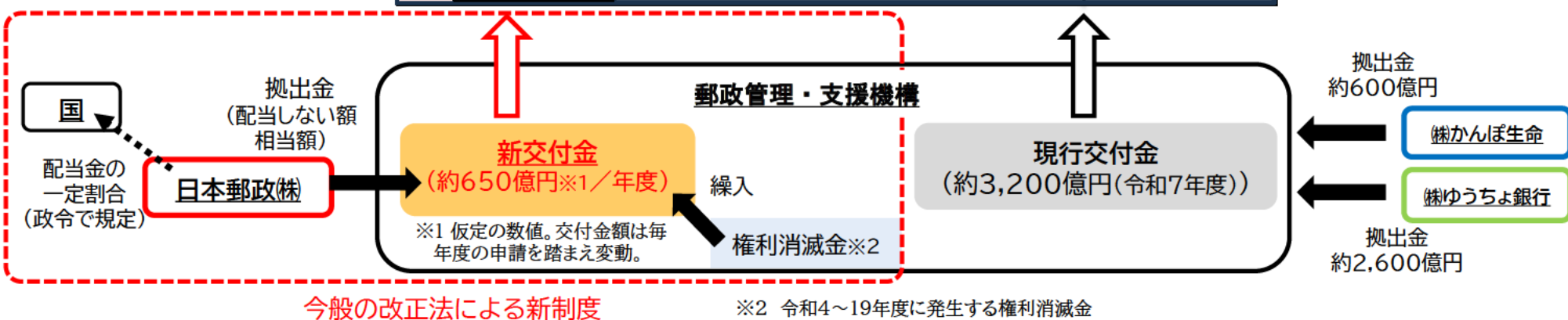
本来業務や目的達成業務の遂行に支障のない範囲で営むことができる業務

- 例) ・デジタルコンテンツの販売

- 郵政事業のユニバーサルサービスの安定的・継続的な提供を確保するため、平成30年6月「交付金・拠出金制度」を創設※。平成31年4月より運用開始。※独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第41号)
- 現行の交付金制度は、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、不可欠な費用を、郵便・貯金・保険の各窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の割合に応じて按分し、(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命に係る額について、(独)郵政管理・支援機構が徴収し(拠出金)、日本郵便(株)に交付する(交付金)仕組み。 → **貯金・保険の窓口業務を対象**
- また、令和8年の郵政民営化法等改正法により、郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に資するよう拡充。

交付金制度の概要

郵便局窓口事業に係る費用 約8,500億円(令和7年度)
(ユニバーサルサービスに係る費用に限る。)



【参考】郵政民営化法等の一部を改正する法律(令和8年法律第50号)の概要

8

1 自助努力による経営効率化等に向けた取組の義務付け

(1) 日本郵便に対して、デジタル技術活用等の業務効率化に向けた取組を義務付け

【郵便会社法】

日本郵便に対して、AI等のデジタル技術を活用した業務プロセス改善など業務効率化を義務付け。

(2) 日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け

【郵便会社法】

日本郵便に対して、経営資源の有効活用に向けた取組を義務付け。

(3) 事業計画への経営の適正・効率的実施の方針の追加

【郵便会社法】

日本郵便の策定する事業計画に記載すべき事項として経営の適正・効率的な実施に係る方針を追加。

2 郵政三事業のユニバーサルサービスの確保

(1) ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の処分の見直し

【民営化法】

日本郵政に、当分の間、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の1/3超の保有を義務付け。

(2) 銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約の認可

【郵便会社法】

日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の銀行窓口業務契約・保険窓口業務契約について、届出制から認可制に変更。

(3) 日本郵政と日本郵便・関連銀行・関連保険会社との協議

【郵政会社法】

日本郵政は、ユニバーサルサービスの責務を果たすため、日本郵便・関連銀行・関連保険会社に対し、必要な協議を求めることができ、総務大臣は、協議に関し、必要な助言ができる旨を規定。

3 郵便局ネットワーク等の活用による地域住民の生活の支援

(1) 基盤的サービス提供業務の本来業務化

【郵便会社法】

日本郵便が他の本来業務の遂行に支障のない範囲内で行う本来業務として、基盤的サービス提供業務*を追加。

* (i)委託を受けて、(ii)郵便の業務・銀行窓口業務・保険窓口業務に係る経営資源を活用して行う、(iii)公共サービスその他の地域住民が日常生活・社会生活を営む基盤となるサービスの提供に係る業務。

(2) 地域貢献業務の実施、地域貢献基金の設置

【郵政会社法・郵便会社法】

① 日本郵便による本来業務の遂行に支障のない範囲内での地域貢献業務*の実施の努力義務を規定。

* 郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務のうち、地域住民の生活の維持のために必要であり、日本郵便以外の者による実施が困難であると認められるもの。

② 日本郵政に、地域貢献業務の費用の一部に充てるため、ゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の売却益等を原資とする地域貢献基金の設置を義務付け。

(3) 郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に資する交付金の拡充

【郵政会社法・機構法】

① 郵政管理・支援機構は、条件不利地域を含む全国の郵便事業等の安定的な業務遂行の確保に向けて、日本郵便に対し、郵便局ネットワークの維持・活用に要する費用の一部に充てるための新たな交付金を交付する旨を規定。

② ①の新たな交付金の財源は、次のア・イとする旨を規定。

ア 政府保有の日本郵政株への配当を減額した額に相当する額の日本郵政からの拠出金

※政府保有一株当たりの配当は、政府以外保有一株当たりの配当に政令で定める割合を乗じた額とする。

イ 前事業年度に権利消滅した旧郵便貯金の合計額の一部の郵便貯金勘定からの繰入れ

※ 郵政民営化法【民営化法】・日本郵政株式会社法【郵政会社法】・日本郵便株式会社法【郵便会社法】・独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法【機構法】の改正

検討条項

(1) 政府は、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、日本郵政がゆうちょ銀行・かんぽ生命の株式の全部を処分してもユニバーサルサービスの責務の履行が確保されるかについて検討し、**2(1)を見直し**。

【民営化法】

(2) 政府は、3年ごとの郵政民営化委員会の検証の際、**移行期間中のゆうちょ銀行・かんぽ生命の業務に関する規制(上乗せ規制)の在り方**について検討。

【民営化法】

(3) 政府は、公布後2年を目途として、**日本郵政と日本郵便の合併**について積極的に検討するとともに、**日本郵政グループの組織の在り方**、日本郵政グループにおける**郵便局ネットワークの維持に要する費用負担の在り方等**について検討。

【改正法附則】

(4) 政府は、公布後2年を目途として、**郵便事業の安定的・持続的な運営を確保するための方策**について検討。

【改正法附則】

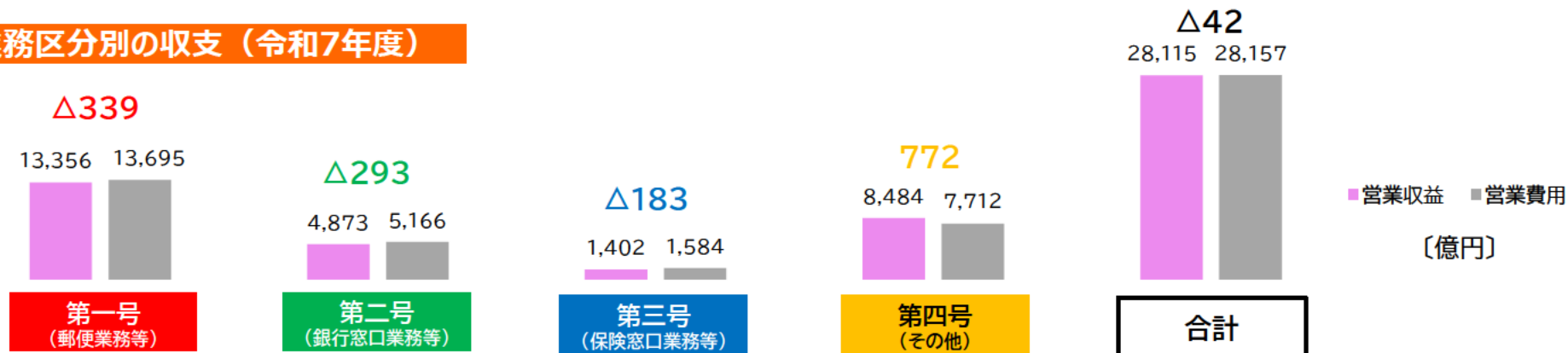
※ 施行期日：公布の日（令和8年6月25日）から6月以内（ただし、2(1)及び検討条項は公布日、3(3)は令和9年4月1日）

日本郵便(株)(単体)の業務区分別の収支

9

- 日本郵便(株)(単体)の業務のうち、「郵便業務等(第一号)」が営業収益・営業費用の約半分を占めている。
- 令和6年10月の郵便料金の値上げにより、「郵便業務等(第一号)」の足元の収支は改善しているものの、依然厳しい状況。

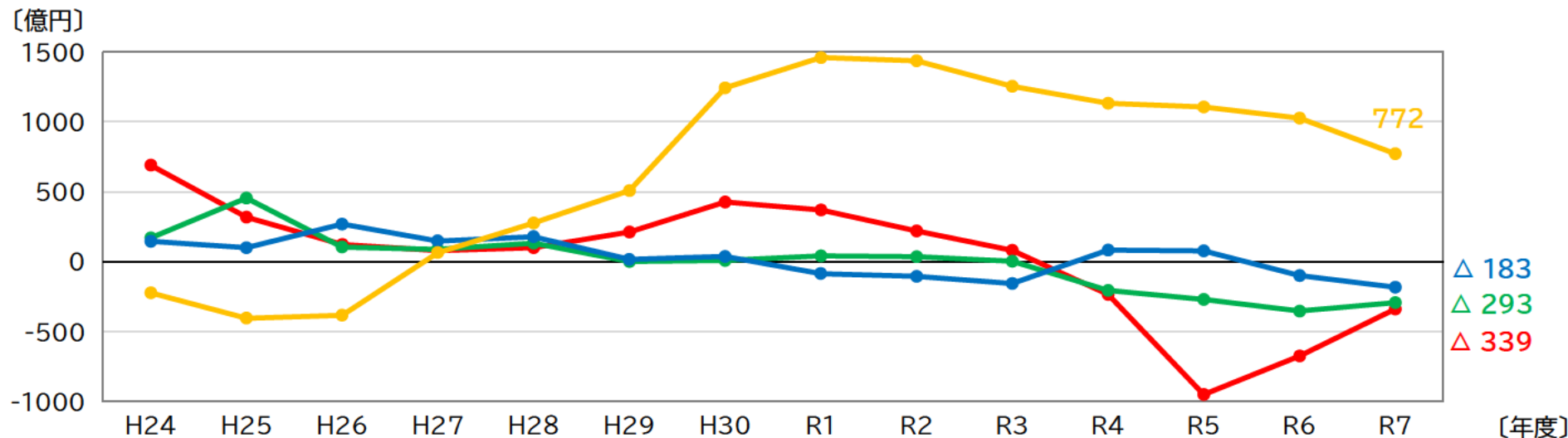
業務区分別の収支（令和7年度）



第一号:郵便、印紙の売りさばき業務 等(印紙の売りさばき業務等が含まれるため、郵便事業収支の数値と異なる。)

第二号:銀行代理業務のうち、通常貯金、定期貯金、為替 等 **第三号**:保険業務のうち、終身保険、養老保険の募集 等 **第四号**:荷物、金融ユニバ外商品、不動産、物販 等

収支の推移

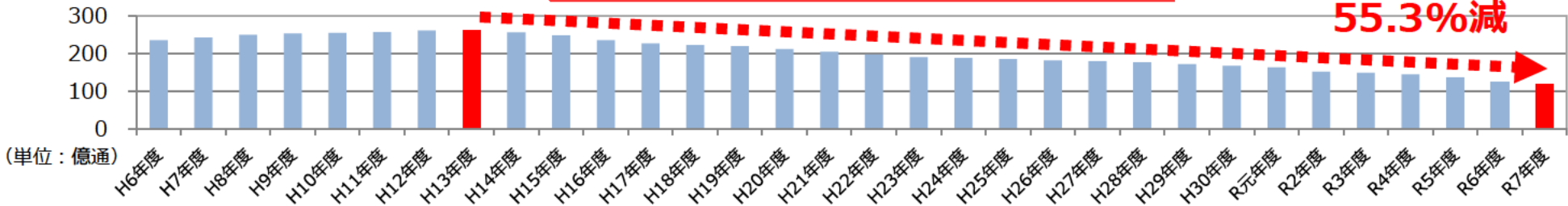


出典:日本郵便(株)「業務区分別収支」

- 郵便物数は平成13年度をピークに毎年減少。これまで日本郵便㈱においては人件費などの営業費用を削減してきたが、賃金の引上げや燃料費等を含む物価の高騰の影響により、令和4年度以降、郵便事業の収支は赤字。
- このような背景を踏まえ、令和6年10月1日に郵便料金を改定。国民への影響等にも鑑み最小限の値上げ幅としており、改定の検討時には、値上げの効果が通年であらわれる令和7年度に郵便事業の収支が黒字となる見通しであったものの、実際の収支は赤字。令和8年度以降も赤字が拡大する見込み。

内国郵便物数の推移

H13年度 262.2億通 → R7年度 117.3億通



主な郵便料金の改定(令和6年10月)

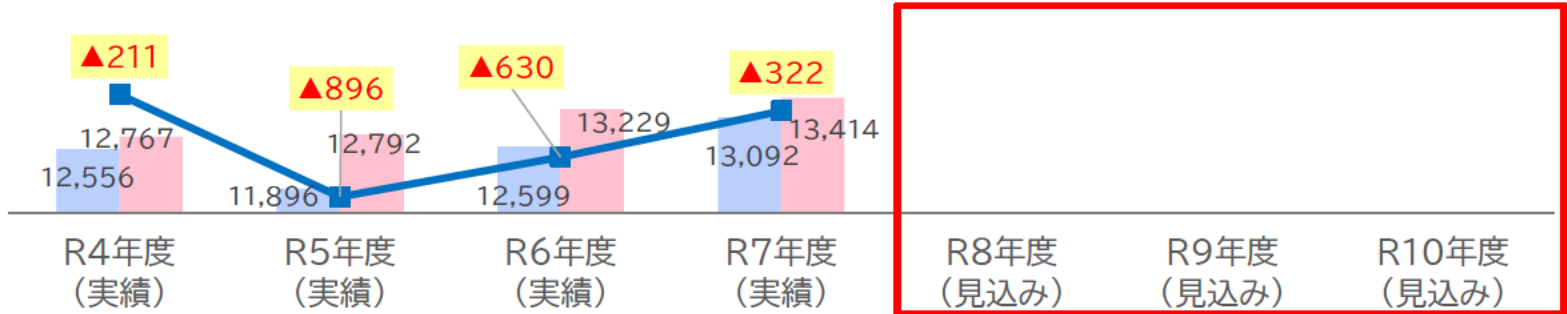
(※)その他の郵便物は、25g以下の定形郵便物の改定率と同等の30%程度の改定率を基本とする。

区別		旧料金	新料金	値上げ幅
第一種定形郵便物	25gまで	84円	110円	+26円(+31.0%)
	50gまで	94円		+16円(+17.0%)
第二種郵便物(通常葉書)		63円	85円	+22円(+34.9%)

郵便事業の収支の見通し

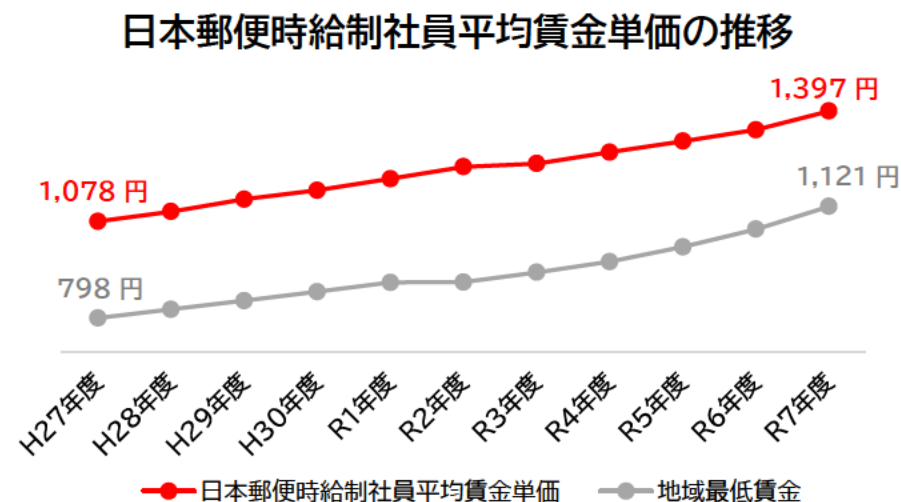
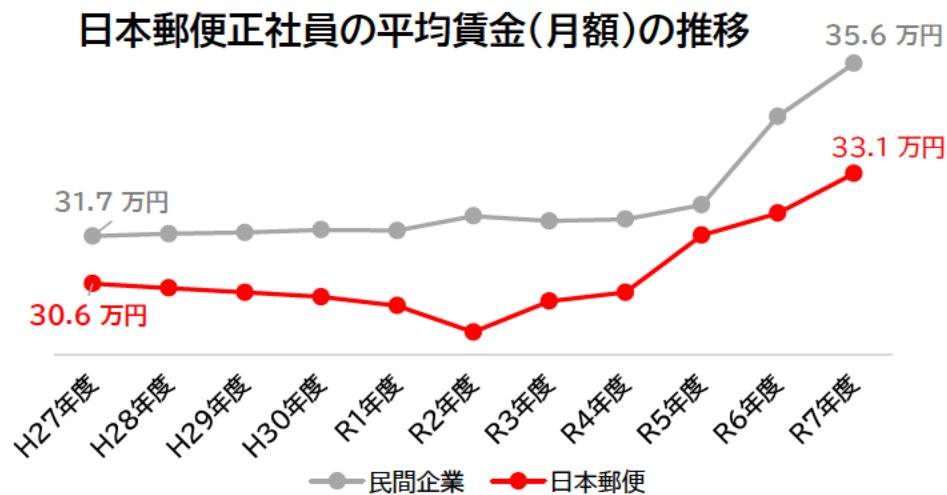
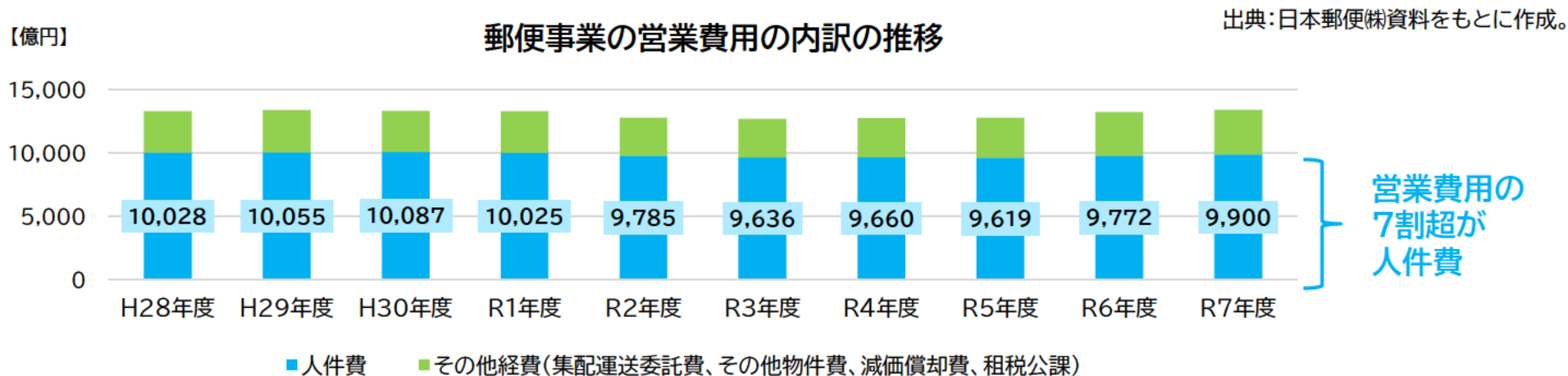
営業収益 営業費用 営業損益

単位：億円



(※) 令和8年度以降の見込みは、JPプラン2028時点の料金改定を実施しない場合の郵便事業収支の見通し

- ◆ 郵便事業は労働集約的であり、営業費用の7割超が人件費。営業費用の内訳割合に大きな変動はない。
- ◆ 賃上げや労働需給のひっ迫などの影響により、日本郵便㈱の正社員及び時給制社員のいずれについても賃金が上昇傾向。



※ 「平均賃金」は、春闘時期における平均賃金に妥結額を加算した額(月額)。日本郵便㈱の2023年度の「平均賃金」は、一部手当の基本給移管分や、夏期休暇の日数減に伴う基本給の増加分を含む。

○ 日本郵政グループは、令和8(2026)~令和10(2028)年度の3年間の主要な戦略をまとめた「中期経営計画」を策定。令和8年5月15日公表。

3つの重点戦略

1 ユニバーサルサービスの持続的な提供に向けた事業構造の見直し

○ 郵便・物流事業の構造改革

- ・集配拠点の集約(約500)による業務効率化
- ・AIの活用、業務量に応じた配達エリア設定等、生産性向上による要員配置の適正化
- ・郵便サービスの改善、郵便商品の魅力向上による郵便物数減の抑制
- ※その上で、郵便サービス料金の見直しを検討、また、サービス水準の見直しを要望

○ 郵便局窓口事業の構造改革

- ・地域事情に応じた柔軟な運営体制の構築(昼休止・半日営業等の営業時間の弾力化 等)
- ・生活サポートサービスの展開(地域のニーズに応じた自治体連携事業や買い物支援 等)

地域インフラ、生活サポート拠点としての役割を発揮

2 成長領域での利益成長による企業価値向上

○ 総合金融サービスの推進

- ・多様なニーズに応える商品・サービスの充実
- ・アプリ、リモート接客等の顧客との接点の充実
- ・来客誘致再開、顧客本位の業務運営の徹底 等

○ 不動産事業の拡大

- ・賃貸事業を基盤としつつ、分譲・回転型事業へ事業領域を拡大し、将来的に総合デベロッパーとして業界トップ10入りを目指す
- ・グループ保有不動産の更なる開発事業化 等

○ 総合物流企業への転換

- ・M&Aや資本業務提携等を活用し、ラストワンマイルに加えて国内外の企業間物流を強化
- ・サービスレベル改善等による荷物収益拡大 等

ニーズやライフステージに応じて暮らしを支えるサービスを提供

3 グループ経営基盤の強化

○ DXの推進

- ・AI等を活用した顧客・従業員体験の向上
- ・ゆうIDを通じた手続きのワンストップサービス等、グループ体系的なサービスの提供 等

○ 人的資本戦略の推進

- ・職務・役割を基軸とした新人事制度の確立 等

○ ガバナンス体制の強化

- ・郵便局の実態把握や支援を目的とした新組織設置等、ガバナンス強化に向けた組織・機構改革
- ・全社員参加型ミーティングの実施等、組織風土改革・人材育成・意識浸透に向けた取組の実施 等

○ 資本政策の高度化

- ・株主還元の強化、各事業分野への投資 等

地域・お客さまからの「信頼」の基盤を強化

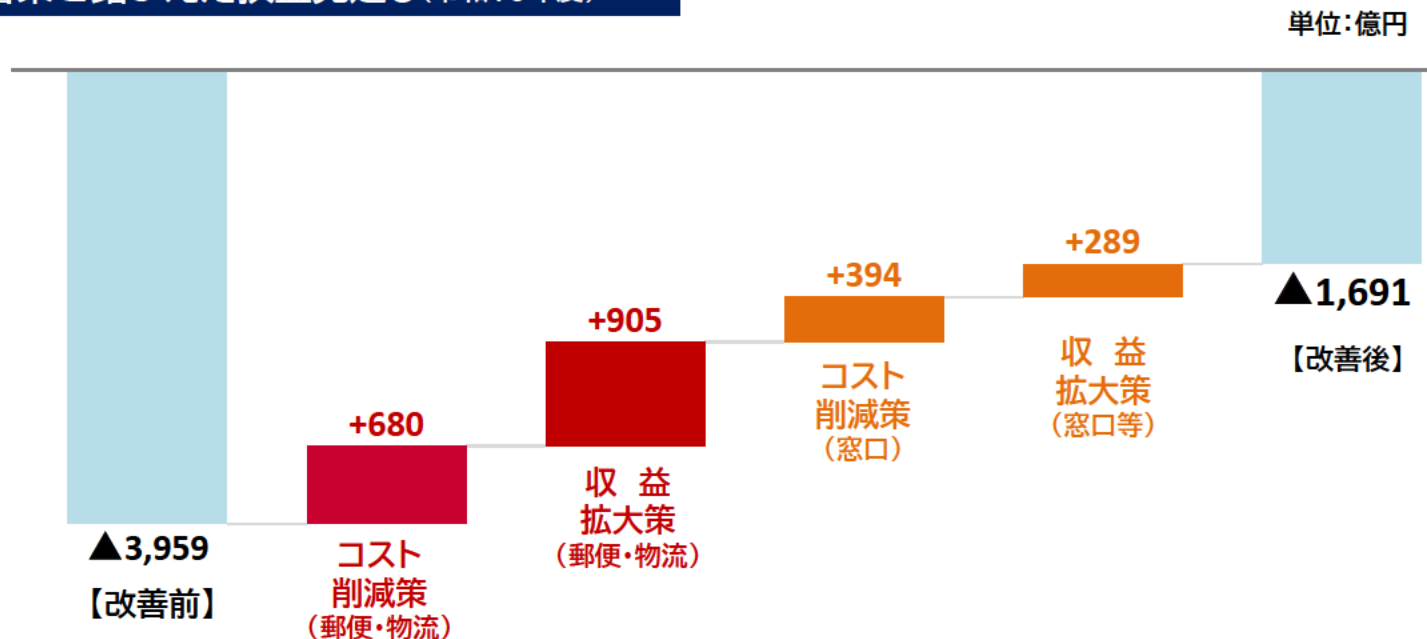
「長期的に目指す姿」を実現するための、重点戦略と連動した経営上の最重要課題

長期的に目指す姿
(10~15年後)

共創プラットフォームを総合物流、総合金融、生活サポートの3つの機能に深化することに加え、不動産事業及び各グループ横断的サービスの提供を通じて、日本郵政グループの更なる魅力・価値を創出。

- 日本郵便(株)の令和8事業年度事業計画において、当期純損失(日本郵便(株)単体:▲876億円)を計上する見込み。
- 同計画には、令和10事業年度までに営業利益及び当期純利益を黒字化させるべく、徹底的なコスト削減と収益拡大に取り組むため、令和10事業年度までの3年間の収支改善計画を定め、令和8年5月末までに総務省に報告し、当該計画を着実に実施する旨を記載。
- 令和8年5月15日、日本郵便(株)において、当該収支改善計画を取りまとめ、総務省に報告。また、日本郵政グループの中期経営計画の公表と併せて公表。

損益改善策を踏まえた損益見通し(令和10年度)



徹底的なコスト削減と収益拡大の取組を行ってもなお、1,691億円の赤字が見込まれるため、郵便料金の見直し等についても検討。
 (仮に第一種定形郵便物の料金を20円値上げする等、前回と同規模の改定を行った場合、令和10年度に1,981億円の改善効果を見込む。)

2. 郵便事業に関する制度の現状

1 郵便物に種別を設ける理由

それぞれの種類の内容、形体及び性質等により、文化的、社会的又は経済的な面から料金に配慮を加えたり、取扱いを異にする等の必要があるとの観点から、第一種郵便物から第四種郵便物まで種別を設けている。

2 郵便物(第一種郵便物～第四種郵便物)の種別の内容

	種別内容	大きさ		重さ	料金規制
		最 大	最 小		
第一種郵便物	○筆書した書状を内容とするもの ○郵便書簡 ○第二種、第三種及び第四種に該当しないもの ※上記のうち、形状が整っていて取扱いが容易で、機械処理の可能なものは「定形郵便物」、そうでないものは「定形外郵便物」としている	長さ60cm 長さ+幅+厚さ =90cm	※円筒形又はこれに似た形のもの 長さ14cm、 直径等3cm	4kg以下	事前届出
第二種郵便物	○郵便葉書(通常葉書及び往復葉書)		※以外 長さ14cm、 幅9cm	—	事前届出
第三種郵便物	○毎年4回以上発行する定期刊行物で、日本郵便㈱の承認を受けたもの(例:日刊、週刊、旬刊又は月刊等の新聞紙又は雑誌など)		上記より小さいものでも、長さ12cm×幅6cm以上の耐久力ある厚紙又は布製のあて名札を付ければ可	1kg以下	認可
第四種郵便物	○通信教育(100gまで 15円) ○盲人用点字郵便物等(無料) ○農産物種子等(50gまで 73円) ○学術刊行物(100gまで 37円)			1kg以下 (盲人用郵便物等は3kg以下)	認可

3 国際郵便物

万国郵便条約及び施行規則上、日本郵便㈱は以下の国際郵便サービスを提供することが義務付けられている。

通常郵便物(書状2kg以下、点字:7kg以下等。サイズは国内郵便物と同じ)、小包20kg以下

また、同社は任意のサービスとして30kg以下の小包を引き受ける他、EMS(30kg以下)を提供している。

4 郵便物の特殊取扱

郵便法上、日本郵便㈱は書留、引受時刻証明、配達証明、内容証明、特別送達の5種類の特殊取扱を提供することが義務付けられている。他、任意の特殊取扱として速達、代金引換、年賀特別郵便、特別あて所配達郵便等がある。

○ 日本郵便(株)が定めなければならない郵便業務管理規程の認可基準等として、郵便法等に以下の事項を規定。

	規定の概要
引受	【随時かつ簡易な差出方法として、ポスト（郵便差出箱）の設置】＜郵便法第70条第3項、施行規則第32条第2項（郵便業務管理規程の認可基準）＞ ・日本郵政公社法施行時（平成15年4月1日）のポスト数を維持（約18万本） ・各市町村等内に満遍なく設置すること ・公道上など常時利用できる場所又は駅、小売店舗などの施設内の公衆の目につきやすい場所に設置すること
	【郵便局の設置】＜日本郵便株式会社法第6条、施行規則第4条第1項～第3項＞ ・日本郵便(株)は、あまねく全国において利用されることを旨として各市区町村に最低一箇所以上郵便局を設置すること
料金	【全国均一料金でなるべく安い料金】＜郵便法第67条、施行規則第23条＞ ・郵便料金の事前届出制（第三種、第四種郵便物の料金は認可制） ・第一種のうち、25g以下の定形郵便物は、省令で定める額（110円）以下の料金 等 ※改正郵便法施行後は上限認可制
配達	【週5日 原則1日1回の配達】＜郵便法第70条第3項、施行規則第32条第3項＞ ・休日及び1月2日を除き、月曜日から金曜日までの5日間において、1日に1回以上郵便物の配達を行うこと
	【（差し出された日から）原則4日以内に送達】＜郵便法第70条第3項、施行規則第32条第5項＞ ・以下の地域からの差出しの場合を除き、4日以内に送達 ▶1日1回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州等との間を連絡する道路が整備されていない島に限る） 15日以内 ▶上記以外の離島 6日以内
	【全国あまねく戸別（宛て所）配達】＜郵便法第70条第3項、施行規則第32条第3項＞ ・通常の方法により配達できない交通困難地（冬期の山小屋など、日本郵便(株)が別に定める地域）宛ての場合等を除き、郵便物をその宛て所に配達すること

出典：日本郵便㈱資料をもとに作成。

		令和7年度 (平成13年度)	全郵便物に 占める割合	増減率 (平成13年度→令和7年度)
普通郵便物		112億通 (256億通)	96%	▲56%
	第一種郵便物	62億通 (132億通)	53%	▲53%
	第二種郵便物	49億通 (113億通)	42%	▲57%
	うち年賀 うち選挙	5億通 (35億通)	4%	▲86%
		0.7億通 (0.5億通)	0.6%	23%
	第三種郵便物	1億通 (10億通)	1%	▲87%
	第四種郵便物	0.1億通 (0.4億通)	0.1%	▲69%
特殊取扱		5億通 (6億通)	4%	▲25%
国際郵便(差立)		0.2億通 (1億通)	0.2%	▲78%

- 郵便物の大宗を占める第一種郵便物(封書等)・第二種郵便物(葉書)のうち、主な料金の変遷は以下のとおり。
- 25g以下の「定形郵便物」の料金については、消費税増税に伴う改定を除き、平成6年(1994年)から約30年間にわたって据え置いてきたが、令和6年10月1日に改定を実施。

		S56 1月	H元 4月	H6 1月	H9 4月	H26 4月	H29 6月	H30 5月	R元 10月	R6 10月
			消費税 3%	料金 改定	消費税 5%	消費税 8%	料金 改定	料金 改定	消費税 10%	料金 改定
第一種 郵便物 (封書)	定形 25g [㍑] まで	60円	62円	80円	据え 置き	82円	据え 置き	据え 置き	84円	110円
第二種 郵便物 (はがき)	通常 葉書 (※年賀)	40円	41円	50円	据え 置き	52円	62円 (※年賀 52円)	 (※年賀 62円)	63円	85円

- 働き方改革や利用者ニーズの変化などを踏まえ、郵便サービスの将来にわたる安定的な提供を維持するため、通常郵便物の土曜日の配達休止や送達日数の繰り下げ等を2021年10月より実施。
- 併せて、大量差し出し郵便物に対する大口割引の一部拡大や速達料金の引き下げを実施。

① 土曜日の配達休止

2021年10月2日(土)から実施。

※通常郵便物のみ。投票日前日の選挙運動用通常葉書は配達。

② 送達日数の繰り下げ(翌日配達→翌々日配達)

2021年10月1日(金)から段階的に実施。

※通常郵便物のみ。速達、書留、レタックス、ゆうパック等は変更なし。

<従来17時までの差出しで翌日配達となる地域宛て>

引受日	配達曜日				
	従来		2021年 10月～		2022年1 月22日～
月	火		火		水
火	水		水		木
水	木		木		金
木	金		金		月
金	土		月		月
土	月		月		火
日	月		火		火

※年賀状が一段落する2022年1月から地域ごとに本格実施。

③ 区内特別郵便物(大口割引)の差出し先の拡大

従来の「配達局内」に(上流の)「地域区分局内」を追加し、広域化。

2021年10月1日(金)から2段階で実施(現場の混乱を回避するため)

- 1) 同時100通以上差出し 2021年10月～
- 2) 同時1,000通以上差出し 2022年4月～

(参考)

- ・区内特別郵便物は、ワクチン接種券、選挙投票券等の郵送にて多く利用。
- ・上記1)で、利用顧客の約8割(利用通数の約4割)を占める。

④ 速達料金の引き下げ

速達料金を1割程度引き下げ。2021年10月1日(金)から実施。

※通常郵便物の送達日数の見直しに鑑み料金を引下げ

重量	9/30までの料金	10/1以降の料金
250gまで	290円	260円
1kgまで	390円	350円
4kgまで	660円	600円

※260円切手は9月から発行。290円切手は、9/1～10/31の間、交換手数料無料で交換。

【注】 上記①～③は、郵便法等の一部改正(令和2年11月27日成立、令和3年5月1日施行)に基づき実施することとなったもの。

経緯

- 令和6年10月に郵便料金の値上げを行ったものの、郵便事業の収支は引き続き厳しい見通し。これを踏まえ、郵便事業の安定的な提供を確保する観点から情報通信審議会において検討を実施。
- 検討の結果を取りまとめた答申(令和7年7月31日情報通信審議会)において示された方向性等を踏まえ、郵便料金制度の見直しに係る郵便法等の一部改正案を令和8年特別国会に提出し、本年6月12日に成立。

改正の概要

郵便料金に求められる一般的要件の緩和

【現状と課題】

(郵便法第3条関係)

- 郵便料金に求められる一般的要件として、「郵便事業における収支相償」を規定

(※)郵便法(昭和22年法律第165号)第3条

郵便に関する料金は、郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない。

- 郵便事業の継続的な赤字が見込まれる場合、制度上さらなる値上げが必要となるが、このような硬直的な仕組みでは、かえって収支の悪化につながるおそれ

「郵便事業における収支相償」の規定を緩和し、郵便事業以外の事業の収支の状況も勘案して郵便料金を設定することを許容する。

定形郵便物の料金の上限額に係る規制の見直し

【現状と課題】

(郵便法第67条第2項～第4項関係)

- 定形郵便物の料金の上限額を総務省令により定めており、日本郵便(株)による主体的・機動的な料金改定が困難な状況

(※)郵便法(昭和22年法律第165号)第67条第2項第3号

定形郵便物…の料金の額が、軽量の信書の送達の役務が国民生活において果たしている役割の重要性、国民の負担能力、物価その他の事情を勘案して総務省令で定める額を超えないものであること。

定形郵便物の料金の上限額を日本郵便(株)の申請に基づき総務大臣が認可する制度に見直し、主体的・機動的な郵便料金の改定を可能とする。

※定形郵便物に相当する信書便物の料金の上限額も同様の制度に改正(信書便法の一部改正)

施行日

- 公布の日(令和8年6月19日)から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

- 郵便物数の減少や社会経済情勢の変化を踏まえ、複数の諸外国において、郵便のサービス水準の見直しや郵便料金の改定を実施済。
- 安定的で持続可能なサービス提供を目指したさらなる検討や、抜本的な改革を実施している国もある。

1. サービス水準の見直し

出典：各種報道・公表情報をもとに作成

(1) 配達頻度の低減

- ◆ 2nd classの郵便(非速達・安価なサービス)について、2026年末までに、月曜日～土曜日の週6日配達から平日隔日配達に移行。【イギリス】
- ◆ 2023年10月以降、週5日配達を終了し、週3日配達(隔日配達)に移行。【フィンランド】

(2) 送達水準の緩和

- ◆ 引き受けから送達までの日数の水準が決まっているところ、日数や達成率の目標値を引き下げ。【イギリス、フランス、ドイツ、スイス】
- ◆ 2026年5月以降、優先郵便(速達サービス)をユニバーサルサービスの対象から除外し、原則として提供終了。【イタリア】

(3) 郵便ポストの削減

- ◆ 2022年の政府決定に基づき、過疎地域に配慮しつつ、全国の郵便ポスト数を段階的に削減。【イタリア】
- ◆ 2024年以降、自治体や高齢者団体との協議の上、利用頻度の低い郵便ポストを段階的に削減。【オランダ】

(4) 戸別配達方式の見直し

- ◆ 2026年3月、政府は、郵便事業体であるカナダ・ポストが戸別配達を縮小し、コミュニティメールボックス(集合型の郵便受箱)への配達に移行する計画を承認。【カナダ】

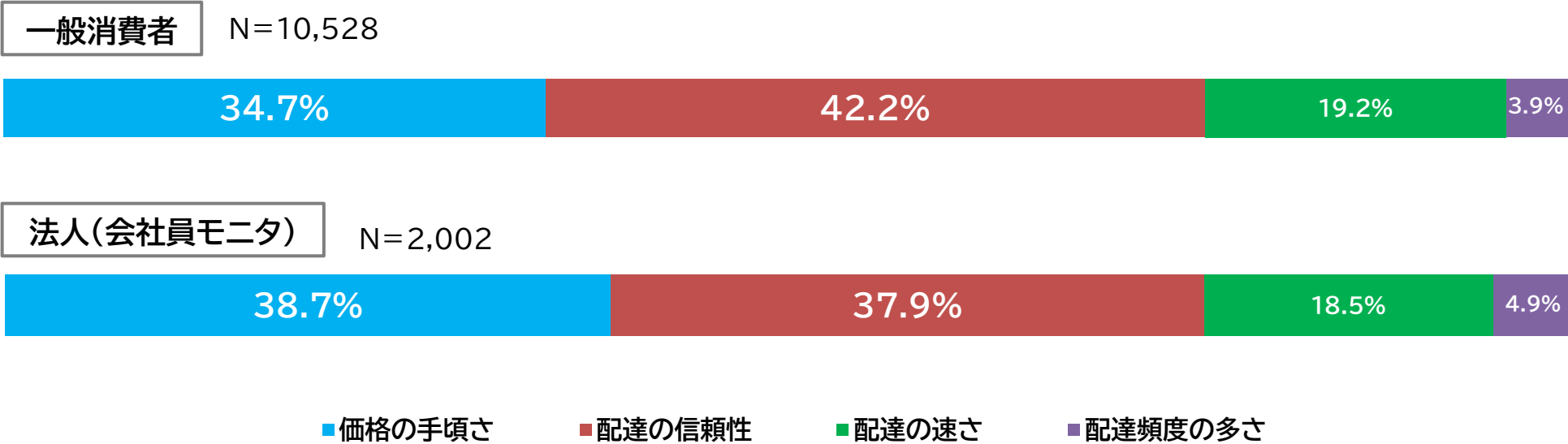
2. 郵便料金の値上げ

直近の数年間で、複数の諸外国において郵便料金を値上げ。【アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア 等】

3. その他

郵便のユニバーサルサービス義務が撤廃され、郵便事業体であるポストノルド・デンマークは2025年末で書状の配達サービスを廃止。2026年1月から郵便事業の免許を取得している民間のDao社が書状の配達を実施。【デンマーク】

- 「郵便利用で最も重視する要素」について、一般消費者・法人(会社員モニタ)にアンケートを実施。
- 郵便利用で最も重視する要素として、「価格の手頃さ」と「配達の信頼性」が主に挙がっている。



出典：三菱総合研究所 webアンケート調査(2026年2月～3月)

	一般消費者モニタ	法人(会社員モニタ)
調査対象	全国の15歳以上の郵便利用を行う一般消費者	普段、郵便利用業務を行う部署(経営者・役員、総務部、経理・財務、人事部門)に所属、又は所属企業全体の郵便物の取扱状況のある程度把握する会社員モニタ
割付方法	658セル(都道府県、男・女、10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上)均等割付	従業員数規模(1～4人、5～9人、10～19人、20～29人、30～49人、50～99人、100～299人、300～999人、1,000～1,999人、2,000～4,999人、5,000人以上)による均等割付 ※従業員数のデータは総務省統計局令和6年経済センサスの定義を使用
実施方法	アンケート会社の郵便利用のある消費者モニタの属性情報を活用し、上記の割付に基づいて回収	アンケート会社の会社員モニタの属性情報を活用し、上記の割付に基づいて回収

3. 今後の進め方

- 第2回会合で、利用者ニーズを踏まえた郵便サービスの在り方や郵便ネットワーク維持に関する要望等について、日本郵便㈱にヒアリングを実施。
- 日本郵便㈱へのヒアリングを踏まえ、第3回会合では今後の検討項目(案)を提示。
- 検討項目(案)はパブリックコメントを実施するとともに、本委員会において他の関係者にもヒアリングを行い、令和9年夏頃を目途に方策案をとりまとめる。

